

平成 14 年 3 月 28 日

株式会社 石川銀行

金融整理管財人 勝木 重三

金融整理管財人 中山 博之

金融整理管財人 預金保険機構

理事長 松田 昇

株式会社日本承継銀行との営業譲渡契約締結について

本日、石川銀行金融整理管財人は、去る 3 月 5 日に内閣総理大臣による設立決定が行われた株式会社日本承継銀行(3 月 19 日銀行免許取得)との間で営業譲渡契約を締結致しました。

今後、平成 14 年 3 月末迄に、資金援助の申込、ペイオフコスト超の報告といった一連の手続きを行うことによりまして、石川銀行の預金等は全額保護されることになります。

平成 13 年 12 月 28 日の管理を命ずる処分以来、我々金融整理管財人は北陸三県の地域金融機関を受皿候補先として鋭意交渉を重ねて参りました。

しかしながら現時点におきまして、民間の受皿金融機関との営業譲渡契約を締結するには至っておらず、預金等の全額保護措置への対応として、本日、株式会社日本承継銀行と営業譲渡契約を締結するに至ったものです。

石川銀行は、営業譲渡契約締結後も株式会社日本承継銀行に営業譲渡される迄の間、従来通りの営業を継続して参ります。また、金融整理管財人は株式会社日本承継銀行とも協議しながら、今後とも北陸三県の地銀、第二地銀を中心に鋭意交渉を行い、早期に最終的な受皿金融機関を確保するべく一層の努力をしていく所存です。

以上